

大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定書

八代市

赤十字飛行隊熊本支隊

大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定

八代市（以下「甲」という。）と赤十字飛行隊熊本支隊（以下「乙」という。）とは、乙が社会貢献活動の一環として実施する緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急輸送等に関する体制を確保することにより、物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（緊急輸送等の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、八代市災害対策本部を設置したときは、必要に応じて、乙に対し緊急輸送等の要請をすることができるものとする。

（緊急輸送等の内容）

第3条 甲が乙に対し要請することができる緊急輸送等の内容は、次のとおりとする。  
（1）災害応急対策に必要な物資（資機材を含む。）の航空機による緊急輸送（当該緊急輸送の飛行計画に関する業務を含む。）  
（2）前号の緊急輸送に係る物資の搬出入及びこれに伴う輸送

（要請の手続）

第4条 甲による緊急輸送等の要請は、あらかじめ、大規模災害発生時における緊急輸送等の要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、あらかじめ、要請書で要請をすることができないときは、電話等により要請し、その後、速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（業務の完了報告）

第5条 乙は、緊急輸送等を完了したときは、速やかに甲に対して大規模災害発生時における緊急輸送等の完了報告書（別記第2号様式）により当該緊急輸送等業務の実施内容を報告するものとする。

（費用負担）

第6条 緊急輸送等の実施に要した費用については、乙が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 緊急輸送等を実施する乙の隊員が、緊急輸送等に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は緊急輸送等により第三者に損害を与えた場合は、これらに対する補償については、乙の責任において行うものとする。

（訓練の実施）

第8条 緊急輸送等を適切に行うため、乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努めるものとする。  
2 前項の訓練は、大規模災害の発生を仮定し、第2条、第3条及び第4条に規定する事項について実施するものとする。

（日本赤十字社熊本県支部との情報共有）

第9条 この協定に基づく活動の実施に当たっては、乙は、県内の赤十字事業の実施主体である日本赤十字社熊本県支部に事前に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲又は乙から相手方に対して文書によるこの協定の終了の通知がないときは、更に有効期間満了の日から起算して1年間この協定と同一の条件で有効期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和 6年 3月19日

甲 熊本県八代市松江城町1-25  
八代市  
八代市長 沖村博生

乙 熊本県熊本市北区植木町有泉852-1  
赤十字飛行隊熊本支隊  
支隊長 新永隆一